

第6次和歌山県環境基本計画

2026（令和8）年3月

和歌山県

目次

本編

第1章 基本的事項

- 1-1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- 1-2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1
- 1-3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1

第2章 目指す将来像

- 2-1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
 - 2-1-1 国際社会の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2
 - (1) プラネタリーバウンダリー（環境負荷に対する地球の許容量）
 - (2) 気候変動
 - (3) 生物多様性の損失
 - (4) 資源循環
 - (5) 化学物質対策
 - 2-1-2 国内の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6
 - (1) 気候変動
 - (2) 生物多様性の損失
 - (3) 資源循環
 - (4) 安全・安心な暮らしの実現
 - (5) 環境問題への統合的な対応とそのための基盤整備
 - 2-1-3 本県の立ち位置・・・・・・・・・・・・・・・・ P.11
 - (1) 人口減少・超少子高齢化
 - (2) 気候変動
 - (3) デジタル活用の加速化
 - (4) 共生社会の進展
 - (5) 行政間や官民の連携
- 2-2 目指す将来像・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12
- 2-3 SDGsへの取組・・・・・・・・・・・・・・・・ P.14

第3章 取組の方向

- 3-1 気候変動対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ P.15
 - 3-1-1 本県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ P.15
 - (1) 本県の温暖化の状況
 - (2) 温室効果ガスの排出・吸収量の状況
 - (3) 再生可能エネルギーの導入状況
 - (4) 事業者としての県の温室効果ガス排出量の状況
 - (5) 気候変動適応策の状況

3-1-2	課題	P.24
	(1) 温室効果ガスの実質的な排出量の削減	
	(2) 再生可能エネルギーの導入	
	(3) 事業者としての県の排出量削減	
	(4) 気候変動適応策の継続	
3-1-3	望ましい姿	P.25
3-1-4	具体的な取組の展開	P.27
	(1) 地域の環境と調和した再生可能エネルギーの導入促進	
	(2) 省エネルギーの推進	
	(3) 脱炭素に向けた地域づくり	
	(4) 森林等による吸収源対策	
	(5) フロン類の排出抑制対策	
	(6) 事業者としての県の取組	
	(7) 気候変動適応策	
3-2	自然共生社会の推進	P.33
3-2-1	本県の現状	P.33
	(1) 生物多様性を育む健全な自然環境	
	(2) 自然の恵みの活用の状況	
	(3) 自然と共生するまちづくりの状況	
3-2-2	課題	P.37
	(1) 生物多様性を育む健全な自然環境の保護、保全、回復	
	(2) 自然を活用したまちづくりと社会課題の解決	
	(3) 自然環境保全と経済活動の両立から統合的向上へ	
3-2-3	望ましい姿	P.38
3-2-4	具体的な取組の展開	P.38
	(1) 生物多様性を育む健全な自然環境の保護、保全、回復	
	(2) 自然を活用した社会課題の解決	
	(3) 生物多様性保全に繋がる事業活動の推進	
3-3	循環型社会の推進	P.41
3-3-1	本県の現状	P.41
	(1) 一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出量等	
	(2) 食品ロスの削減	
	(3) 海洋ごみ・プラスチック対策	
	(4) 適正な廃棄物処理体制の確保	
	(5) 不法投棄対策	
	(6) 災害廃棄物対策	
3-3-2	課題	P.45
	(1) 循環型社会の形成に向けた循環経済への移行	
	(2) 一般廃棄物（ごみ）の排出量の削減とリサイクル率の向上	
	(3) 食品ロスの削減	
	(4) 海洋ごみ・プラスチック対策	
	(5) 社会状況の変化に応じた適正な廃棄物処理体制の確保	

(6) 不法投棄対策	
(7) 災害廃棄物への対応	
3-3-3 望ましい姿	・P.47
3-3-4 具体的な取組の展開	・P.47
(1) 循環経済への移行による徹底的な資源循環の推進	
(2) 食品ロスの削減	
(3) 海洋ごみ・プラスチック対策	
(4) 社会状況の変化に応じた適正な廃棄物処理体制の確保	
(5) 不法投棄・不適正処理の撲滅	
(6) 災害廃棄物対策の推進	
3-4 安全・安心で快適な生活環境の保全	・P.50
3-4-1 本県の現状	・P.51
(1) 大気環境の状況	
(2) 水環境の状況	
(3) 土壌環境の状況	
(4) 感覚環境（騒音・振動・悪臭）の状況	
(5) 化学物質対策の状況	
3-4-2 課題	・P.54
(1) 大気環境の保全について	
(2) 水環境の保全について	
(3) 土壌環境の保全について	
(4) 感覚環境の保全について	
(5) 化学物質対策について	
3-4-3 望ましい姿	・P.55
3-4-4 具体的な取組の展開	・P.56
(1) 大気環境の保全について	
(2) 水環境の保全について	
(3) 土壌環境の保全について	
(4) 感覚環境の保全について	
(5) 化学物質対策について	

第4章 計画実現に向けた基盤整備

4-1 本県の現状	・P.59
4-1-1 地域環境を担うひとづくり	・P.59
(1) 環境教育のための人材の育成と活用	
(2) 環境学習の機会の提供	
(3) 環境学習プログラムの整備及び活用	
(4) 啓発活動の実施	
4-1-2 環境配慮の推進	・P.61
(1) 環境影響評価制度	
(2) 環境保全協定	
(3) 公害紛争調停制度	

4-1-3 調査研究体制の整備	P.61
4-2 課題	P.62
4-2-1 ひとつづくり・しくみづくり	P.62
4-2-2 環境配慮の推進	P.62
4-2-3 調査研究体制の整備	P.62
4-3 望ましい姿	P.62
4-4 具体的な取組の展開	P.63
4-4-1 ひとつづくり・しくみづくり	P.63
4-4-2 環境配慮の推進	P.63
4-4-3 調査研究体制の整備	P.63

第5章 各主体に期待される役割

5-1 県民の役割	P.64
5-2 事業者の役割	P.65
5-3 民間団体の役割	P.67
5-4 行政の役割	P.68
5-4-1 県の役割	P.68
5-4-2 市町村の役割	P.68

第6章 計画の進行管理

6-1 環境白書による公表	P.69
6-2 県の事務事業における取組の公表	P.69
6-3 分野別計画との連携による進行管理	P.69
6-4 環境審議会への報告	P.69

資料編

1. 2030（令和12）年度温室効果ガス排出量の推計資料
2. 和歌山県環境審議会における審議状況等
3. 和歌山県環境審議会委員一覧

第1章 基本的事項

1-1 計画策定の趣旨

「環境の時代」を築くことを目標の一つに据え、第1次和歌山県環境基本計画が策定された2000（平成12）年から25年が経過し、人の健康や生活環境に被害を生じさせるいわゆる公害の発生が着実に減少する一方、地球温暖化や世界各地での生物多様性の損失等、世界規模の環境危機は進行し、人類の生存が危ぶまれつつあります。

これらの環境危機に対応するために鍵となる「脱炭素」、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」、「資源循環」は、それぞれ相互に関係しあうものであることから、総合的かつ計画的に推進することが重要です。

このような状況に適切に対応し、本県の環境保全に関する施策を一丸となって推進するための指針として第6次和歌山県環境基本計画を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、次のとおり法定計画として策定します。

- ・和歌山県環境基本条例第10条に基づく環境基本計画
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画（同条第1項による県の事務事業編及び同条第3項に基づく区域施策編）
- ・気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画

和歌山県総合計画を踏まえ、環境分野における取組の基本方針を示すもので、関係する各計画策定の指針となります。

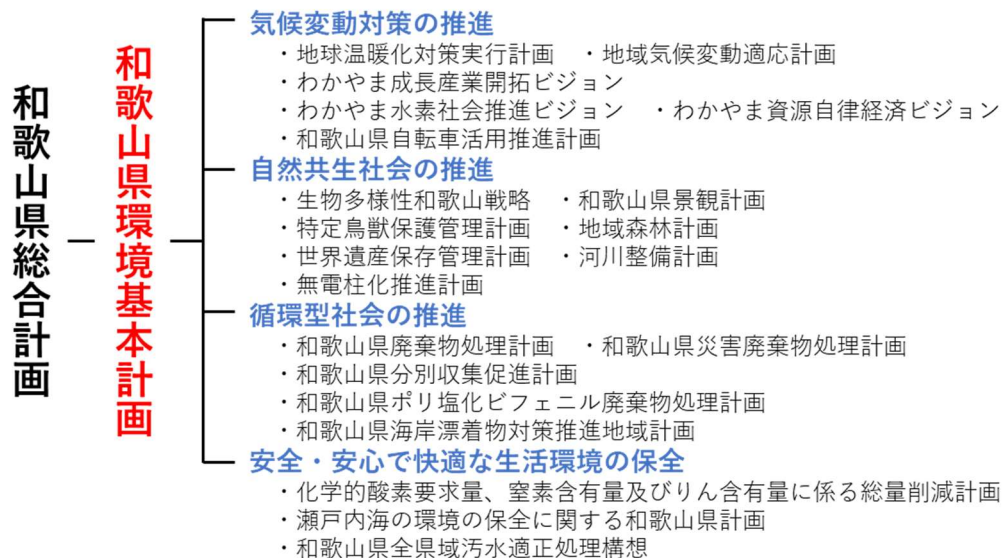


図1. 本計画と関連する各計画の位置づけ

1-3 計画の期間

2040（令和22）年頃を見据えた直近5年間として、2026（令和8）年4月1日から2031（令和13）年3月31日を計画の期間と定めます。

第2章 目指す将来像

2-1 計画策定の背景

2-1-1 国際社会の状況

第5次環境基本計画の計画期間である2021（令和3）年4月1日から2026（令和8）年3月31日の間に、国際社会では以下のような環境に関する社会情勢の変化が生じました。

(1) プラネタリーバウンダリー（環境負荷に対する地球の許容量）

人類の活動による影響は、地球の回復力の限界をいよいよ超えつつあると言われています。「地球の限界」はプラネタリーバウンダリーとも呼ばれ、9項目が示されています。中でも、気候変動、生物多様性の損失、化学物質による汚染という3つの分野は、特に危機的な状況であるとされています。

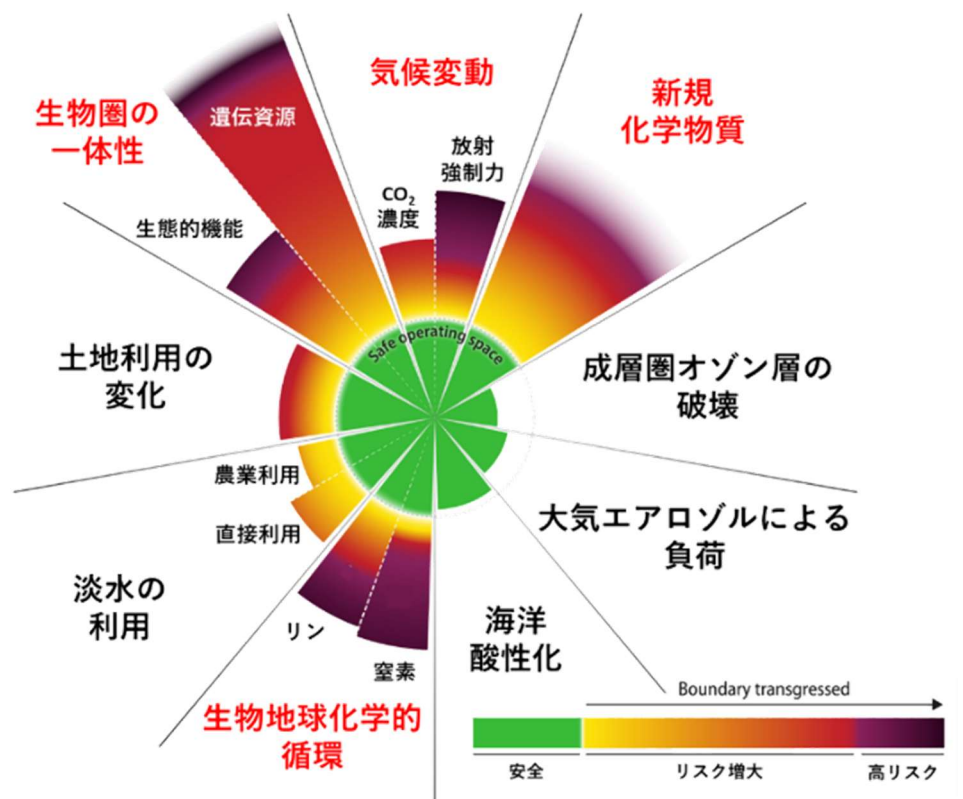
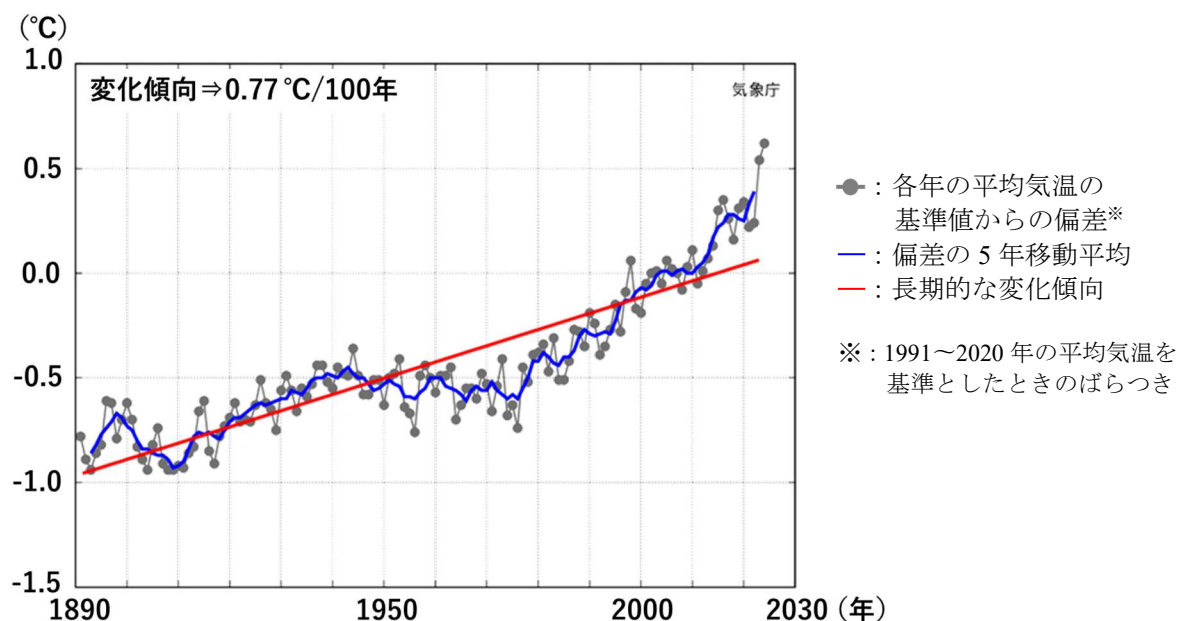


図2. プラネタリーバウンダリーの9項目（Richardson *et al.* 2023 より改変）

(2) 気候変動

2024（令和6）年の世界の平均気温（陸地の気温と海面水温の平均）は、1891（明治24）年の統計開始以降、最も高くなりました。



気候変動対策については、国連気候変動枠組条約に基づき毎年開催される締約国会議（COP: Conference Of the Parties）で議論されています。2015（平成27）年の COP21 で採択されたパリ協定には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）の第5次報告書を踏まえ、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2°C高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5°C高い水準までのものに制限するための努力を継続すること、このために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのネット・ゼロ）を達成することを目指すこと」等が定められています。

IPCC の第 6 次報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、地球上の広い範囲で急速な変化が表れているとされました。また、温室効果ガスの排出量を削減する緩和策を進めつつ、気候変動への適応策を実施する必要があるとも述べられています。

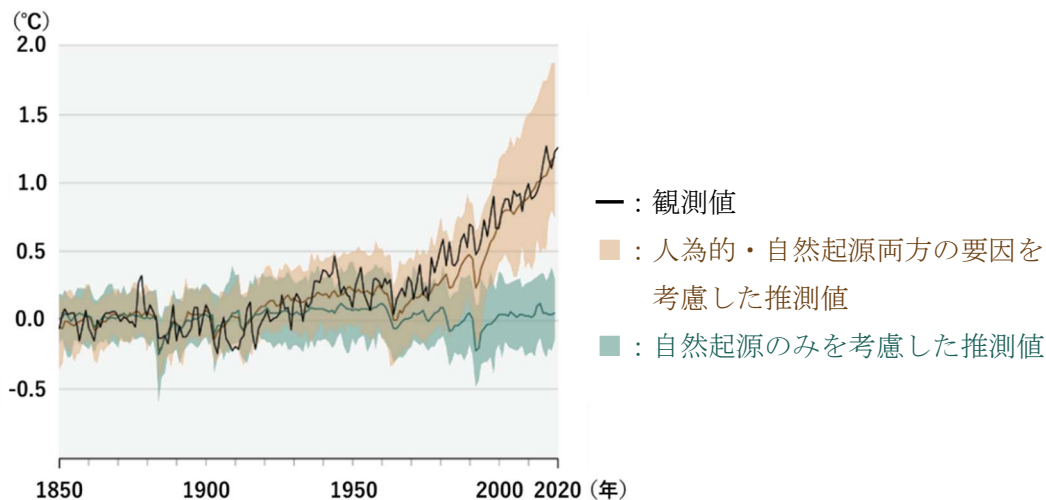


図 4. 1850～1900 年を基準とした世界平均気温の変化 (IPCC 第 6 次報告書より改変)

また、気候変動は経済活動にも影響することが指摘されており、世界経済フォーラム (WEF : World Economic Forum) によるグローバルリスク報告書 2025 では、経済活動に及ぼす短期的 (今後 2 年) リスクの第 2 位、長期的 (今後 10 年) リスクの第 1 位に異常気象が挙げられています。



図 5. 世界経済に対する短期的又は長期的経済リスク上位 5 位 (WEF Global Risks Report 2025 より改変)

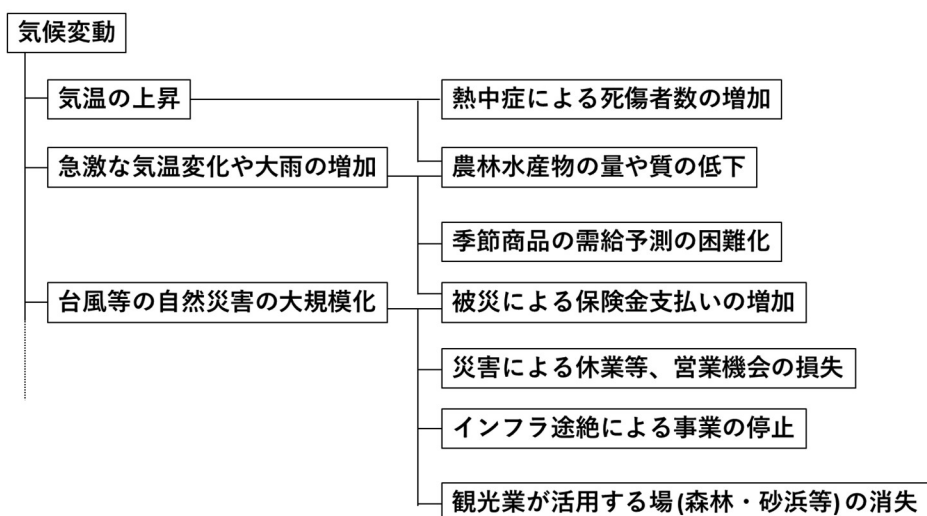


図 6. 気候変動が経済活動に及ぼす影響の一例

(国立環境研究所 気候変動適応情報プラットフォーム (以下 A-PLAT) ホームページ

(https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/adapt/a-0306.html) をもとに作成)

(3) 生物多様性の損失

同じく WEF 報告書では、生物多様性の損失と生態系の崩壊は異常気象に次いで 2 番目に大きな長期的リスクとされました。

2022（令和 4）年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」で、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させる（「ネイチャーポジティブ」と言う。）ための緊急の行動をとることが 2030 年ミッションとして掲げられました。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23

図 7. 昆明・モントリオール生物多様性枠組における取組目標（環境省パンフレットより）

(4) 資源循環

国連環境計画国際資源パネル（UNEP IRP）は『世界資源アウトルック 2024』において、天然資源の過剰な利用が地球環境に及ぼす影響が甚大であることから、負荷軽減のために循環経済へ移行することが非常に重要であると述べました。そのためには、資源効率性・循環性を高めて化石燃料への依存度を下げ、資源を持続可能な形で利用していくことが求められています。

また、海洋へのプラスチックごみ等の流出が地球規模で問題となっています。同時に、回収が難しいため解決が困難なマイクロプラスチック^{※1}による生態系への影響が懸念されています。

この対策として、2019（令和元）年 6 月開催の大阪 G20 サミットで、2050（令和 32）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染ゼロを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。さらに、2023（令和 5）年開催の広島 G7 サミットでは、このことに対し 2040（令和 22）年に前倒しする野心をもって取り組むことで合意されました。

※1 大きさが 5 mm 以下の微細なプラスチックごみのこと。

(5) 安全・安心な暮らしの実現

化学物質は我々の生活を便利にする一方、健康影響や環境汚染を通じて社会の安全・安心を揺るがす要因にもなります。化学物質による問題は時にグローバルなものとなるため、各国が協調して対応することが重要です。

そのため、化学物質管理に関する取組は、それぞれの国が行っている化学物質対策に加えて、UNEP（国連環境計画）等の国際的な枠組みの下で努力が続けられています。

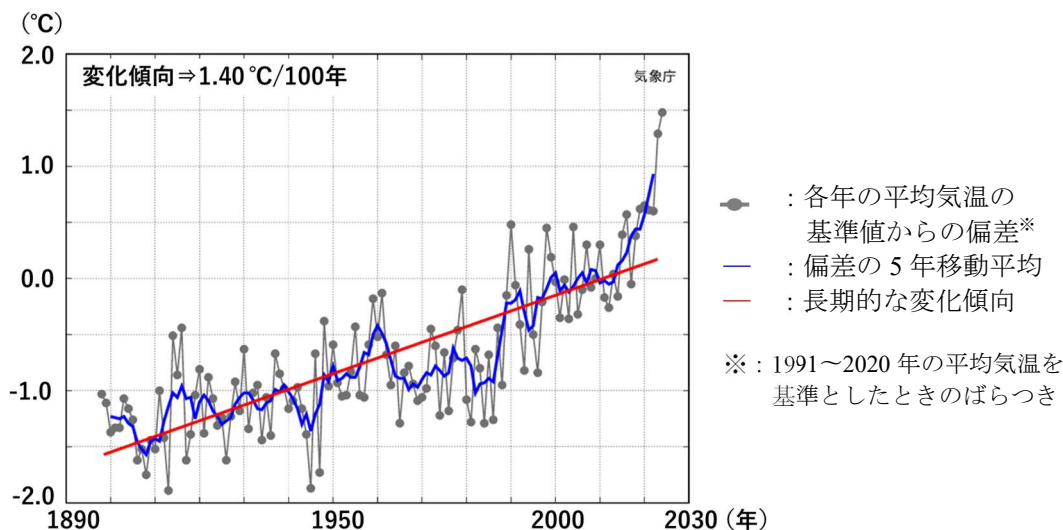
とりわけ、2004（平成16）年に発効されたアスベストなど有害化学物質の国際取引を規制するロッテルダム条約やダイオキシン類などの残留性有機汚染物質の廃絶・削減を目指すストックホルム条約は、専門家による検討や締約国会議を経て対象物質が随時追加されており、化学物質管理の国際的取組の強化に貢献しています。

近年、社会的に関心が高まっている PFAS^{※2} については、2025（令和7）年に開催されたストックホルム条約第12回締約国会議（COP12）で、PFOS・PFOA^{※3}等に続き、LC-PFCAs（長鎖ペルフルオロカルボン酸）とその関連物質が条約の対象物質として追加され、我が国を含めた締結国では、国内法の整備や見直しが進められています。

2-1-2 国内の状況

(1) 気候変動

2024（令和6）年の日本の平均気温の基準値（1991（平成3）年から2020（令和2）年の30年平均値）からの偏差は、1898（明治31）年の統計開始以降、最も高くなりました。長期的には、100年当たり1.40℃の割合で年平均気温が上昇しています。



※2 ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称（通称ピーファス）

※3 PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア）は、いずれも PFAS の一種である。

国は、2020（令和2）年に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021（令和3）年10月に改定した地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で「2030（令和12）年度に46%削減」することを目標とし、さらに、50%削減というより高い目標に向け挑戦を続けることを掲げました。2025（令和7）年2月の改定では、2030（令和12）年度の目標に加えて、2035（令和17）年度に60%、2040（令和22）年度に73%削減することを目指すとしています。

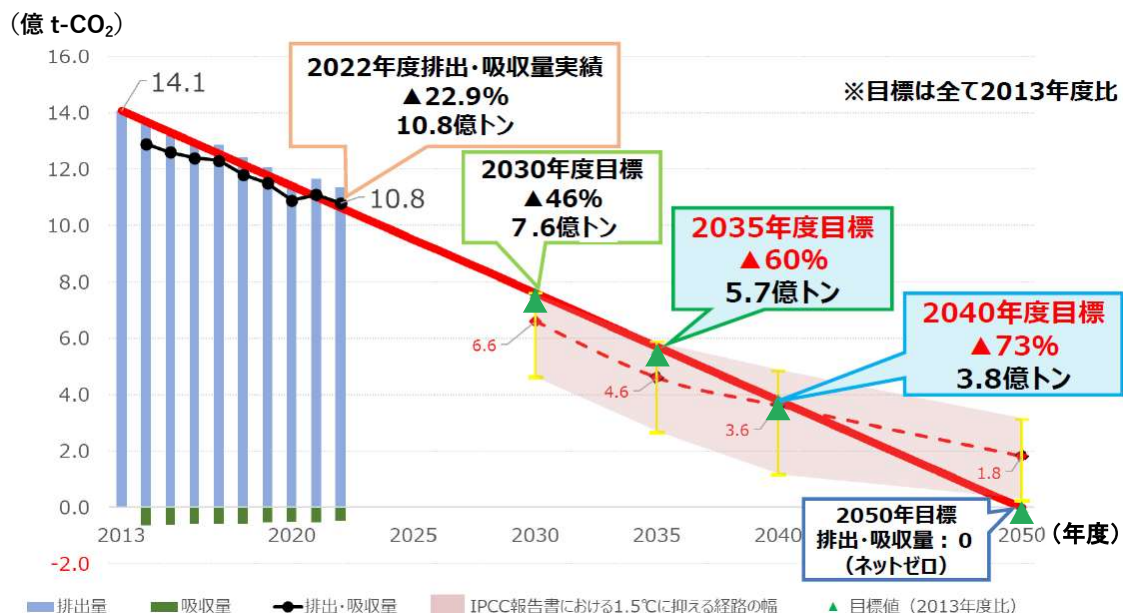


図9. 国の温室効果ガス削減目標（環境省『地球温暖化対策計画の概要』より改変）

また、地球温暖化その他の気候変動に対処するためには、緩和策に全力で取り組むことはもちろん、現在生じている、又は将来生じる被害を軽減する適応策も重要です。

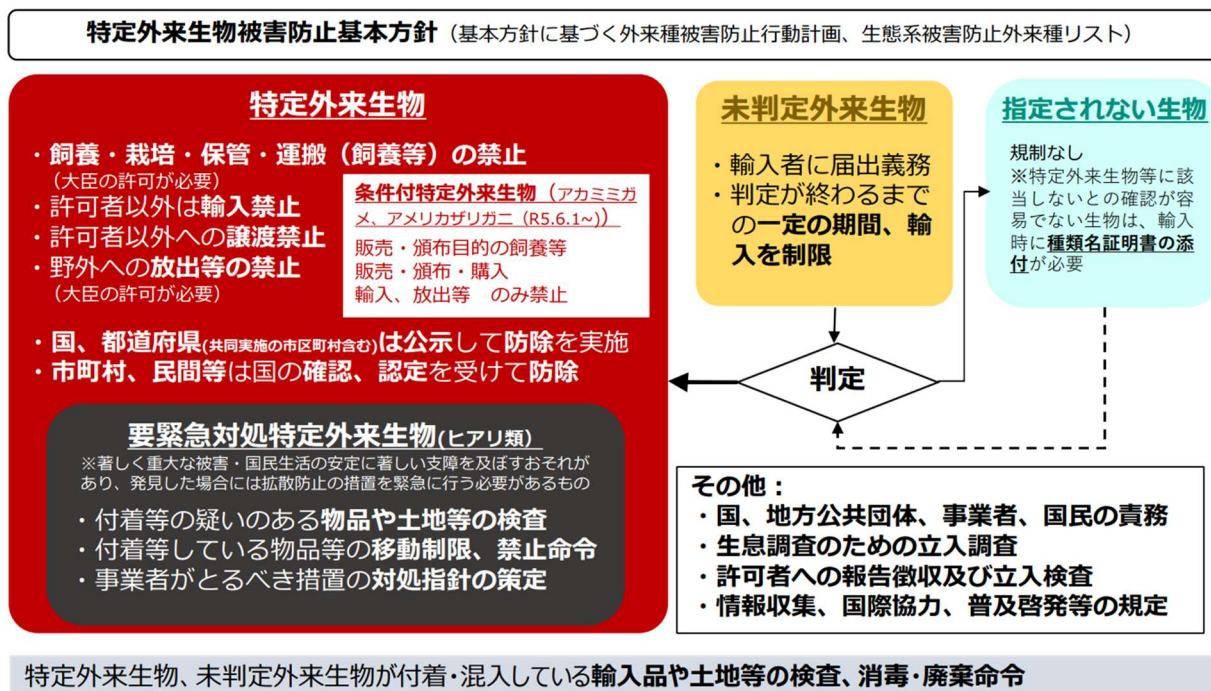
2021（令和3）年10月に改定された気候変動適応法に基づく気候変動適応計画では、多様な主体が一丸となり、緩和策と適応策を車の両輪のように推進することが重要であるとされています。

(2) 生物多様性の損失

2024（令和6）年5月21日に閣議決定された第六次環境基本計画において、国は2030（令和12）年までに自然を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を目指すことを表明しました。

ネイチャーポジティブの実現には、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を保全する、30by30目標の達成が重要であり、事業者や民間団体等、様々な主体による生物多様性保全の取り組みが求められています。

固有の生物多様性を失う原因の1つとなる外来生物についても、防除体制の強化が図られています。中でも特に侵略性が高いとされる特定外来生物については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）の改正により、要緊急対処特定外来生物や条件付特定外来生物を新たに指定し、現状に即した迅速な対応ができる仕組み作りが進められています。



特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令

図 10. 特定外来生物被害防止基本指針の概要

（環境省 web サイト（<https://www.env.go.jp/nature/intro/1law/outline.html>）より）

一方で、クマ類をはじめとした野生鳥獣が生息域を拡大したことで人間社会との軋轢^{あつれき}が生じ、共生の在り方が問われる事態となっています。

(3) 資源循環

2024（令和6）年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画において、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が、循環型社会の実現に向けた重要な国家的課題であると示されました。また、2023（令和5）年に策定された廃棄物処理施設整備計画において、廃棄物処理の脱炭素化と資源循環を強化する方針が示されました。



図 11. 循環経済への移行と循環型社会実現のイメージ
（環境省『循環型社会形成推進基本計画（概要）』より）

さらに、近年は食品ロス^{※4}や、報道等で取り上げられる機会も増えているプラスチック等の海洋ごみに対する国の取組も様々打ち出されています。

食品は廃棄処分のみならず、生産や輸送の際にも大きな環境負荷を生じさせるため、食品ロスの削減は食品の生産から廃棄までのすべての段階で消費する資源の削減にもなり、さらに脱炭素社会の実現にもつながります。

しかし、2023（令和5）年度には全国で464万t（推計値）の食品ロスが発生しているのが現状であり、これは国民1人当たりおにぎり1個分（約102g）の食品を毎日廃棄していることになります。

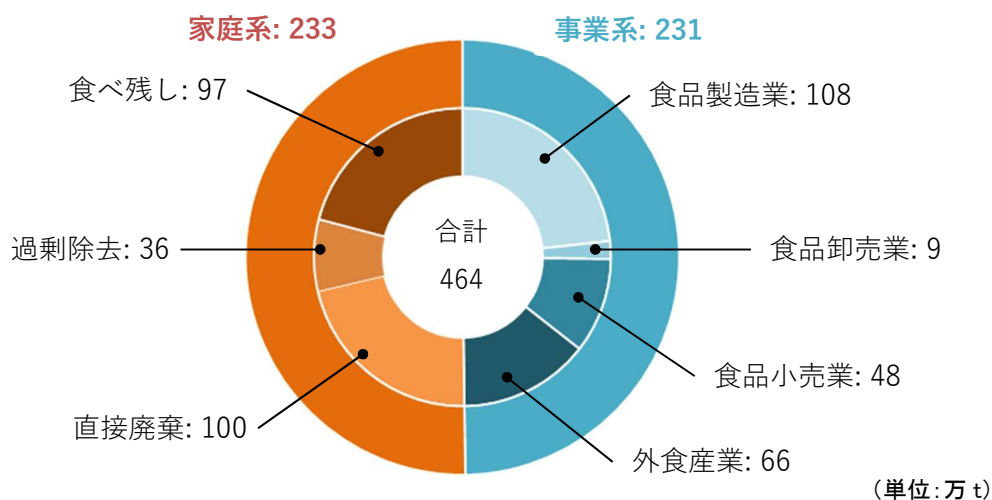


図 12. 全国の食品ロスの推計（2023（令和5）年度環境省推計をもとに作成）

※4 本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。

国では、食品ロス削減に向けて 2019（令和元）年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されました。さらに、2025（令和 7）年 3 月に閣議決定された第 2 次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針では、2030（令和 12）年度までに 2000（平成 12）年度比で家庭系食品ロスを 50%、事業系食品ロスを 60%削減する目標を掲げました。

プラスチックは適切に処理されず海に流出すると、生態系に悪影響を及ぼすことが危惧されるため、その対策として 2019（令和元）年 5 月にプラスチック資源循環戦略が策定されました。同戦略では、プラスチックの 3R にバイオプラスチック^{※5}の導入等を加えた「3R+Renewable^{※6}」が基本方針として示されました。

また、プラスチックの設計から廃棄に関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が 2022（令和 4）年 4 月に施行されました。

(4) 安全・安心な暮らしの実現

国の第六次環境基本計画において、環境汚染への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、我が国の環境行政の不変の原点として進めていくことが重要とされています。

また、我が国では、かつて生じた甚大な公害に対する対策は一定の成果が挙げられていますが、先に述べたプラスチック問題のほか、世界中に広く残留が報告されている PFOS、PFOA について、国内でも一部の地域で暫定目標値を超過する事例が確認されるなど、新たな課題であるとされています。これらの環境汚染は、生物多様性などの自然資本へのリスクがあると同時に、人の健康リスクが懸念されることから、引き続き取り組む課題としてその方針が示されています。

(5) 環境問題への統合的な対応とそのための基盤整備

国の第六次環境基本計画では、国民生活の質を高めることを最上位の目標としつつ、国土や生態系を自然「資本」と捉えて大規模な投資を行うことや、環境対策と経済活動のトレードオフを回避することが記載されました。

これらの取組を実施する原因である地球環境危機は複雑に絡み合いながら急速に進行し、その対応にもはや猶予はありません。そのため、同計画では諸課題に対して統合的かつスピード感をもって取り組むことの重要性が強調されています。

環境施策の実施には行政と事業者、地域の相互コミュニケーションが必要であり、その土台となるのが環境に関する情報の充実と公開であるとも述べられています。また、環境施策を実践する場として「地域循環共生圏」を第五次計画に引き続き重視し、地域資源を活用して自立した地域が互いに支えあう「自立・分散型社会」を目指す方針が示されています。

※5 バイオマスプラスチックと生分解性プラスチックの総称。バイオマスプラスチックとは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するもの。生分解性プラスチックとは、微生物等が分解可能で、最終的に二酸化炭素と水にまで分解される性質を持つもの。

※6 3R とは、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）のこと。Renewable とは、製品の原料を再生可能な資源に、切り替えていくことを指す。

2-1-3 本県の立ち位置

(1) 人口減少・超少子高齢化

本県の人口は全国を上回るスピードで減少しており、2050（令和32）年には67万人程度（現在の約7割）となり、それに伴い現在の姿を維持することが難しくなる集落が多数発生すると予想されます。地域の衰退は、インフラの維持管理や廃棄物処理のコスト上昇を招くのみならず、里山をはじめとする人が手入れすることで維持されてきた生態系の劣化にもつながります。

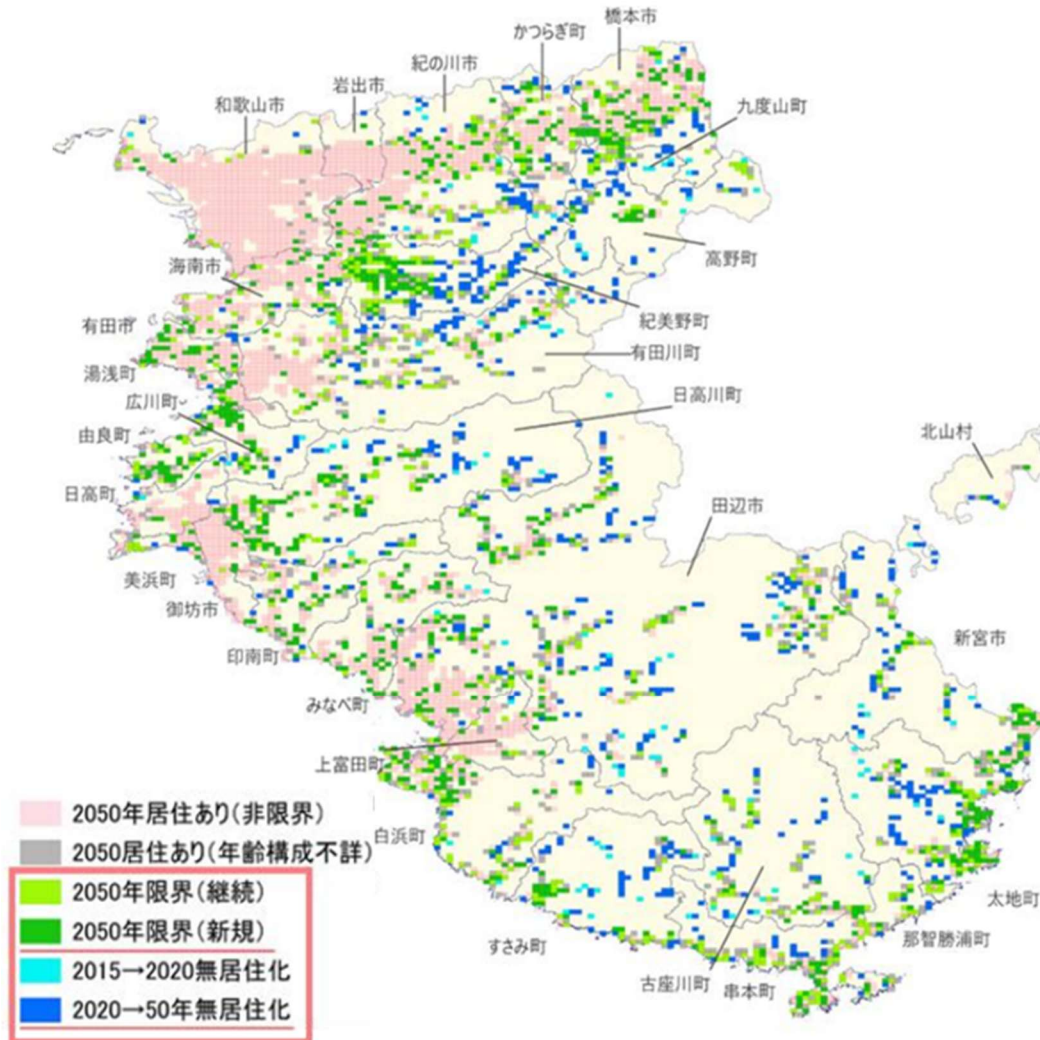


図 13. 2050（令和32）年に限界状態（高齢化率50%以上）又は無居住化が見込まれる地域の分布
（和歌山県総合計画より改変）

(2) 気候変動

和歌山地方気象台の発表によると、本県でも年平均気温は上昇しており、温室効果ガスを最も多く排出する場合のシナリオでは、今世紀末頃には3.0～5.2℃上昇すると予測されます。

また、温室効果ガスの排出を削減するための対策をした場合でも、極端な気象現象の発生頻度は増加すると予想され、災害発生リスクや熱中症リスクが一層高まるほか、本県の環境に適した農作物や漁獲される魚種が変化する等、県民生活や事業活動の多くの面に影響が出る可能性があります。

(3) デジタル活用の加速化

AI等デジタル技術の普及は時間・空間を超えた活動を可能にし、山間部等をはじめ地方の生活を一変させる可能性があります。

(4) 共生社会の進展

在留外国人や地域に関わる人口の増加に伴い地域環境の担い手が多様化することが予想されます。そのため、将来世代も見据え、より多様な人材を地域の構成員として受け入れる取組が必要となります。

(5) 行政間や官民の連携

本県を含む地方行政においては、人的資源の不足が今後さらに深刻となるため、環境分野においても多様な主体の連携が重要性を増していくと予想されます。

2-2 目指す将来像

地球規模や国家規模で発生している様々な問題の影響がまさに本県にも現れつつある中で、将来にわたり豊かな和歌山県を実現するには、

- ① 気候変動に適応するとともに、地域資源を生かして脱炭素社会を先導すること
- ② 自然と共生し、その恵みを活かした地域振興や防災・減災を実装すること
- ③ 持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環型社会を形成すること
- ④ 良好な環境が保たれた、魅力的な地域での安全・安心な暮らしを実現すること

が必要です。

本計画では、適切な情報及び様々な主体との相互コミュニケーションのもと、「気候変動対策の推進」「自然共生社会の推進」「循環型社会の推進」「安全・安心で快適な生活環境の保全」のための取組を統合的に進め、

笑顔をつなぎ、みんなで創る、将来にわたり豊かで住みよい和歌山

を目指すこととします。

笑顔をつなぎ、みんなで創る、 将来にわたり豊かで住みよい和歌山

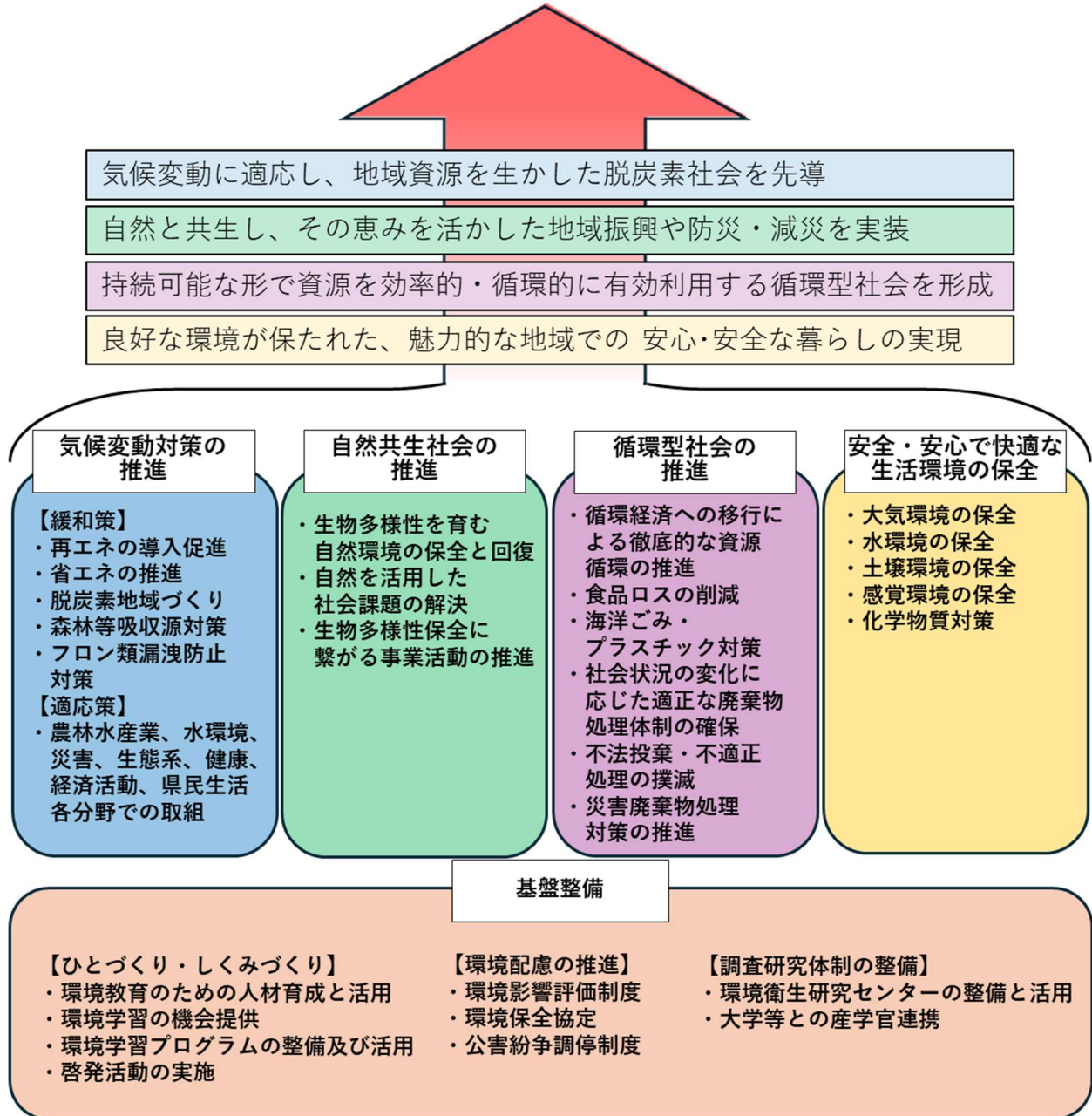


図 14. 第 6 次和歌山県環境基本計画で目指す社会の姿

2-3 SDGsへの取組

環境・経済・社会の3つの側面のバランスが取れた社会を目指し、各分野の課題を横断的に解決することがSDGsの理念です。まさに直面する環境危機においても、分野間の統合的な対応が必要であることを踏まえ、本県としても引き続きSDGsの達成に向けて取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

国連持続可能な開発目標 (SDGs)			
 <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	
 <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	
 <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	
 <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	 <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	
 <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	
 <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>		




















本計画における取組の方向	関連する主な目標
気候変動対策の推進	   
自然共生社会の推進	     
循環型社会の推進	   
安全・安心で快適な生活環境の保全	    

図 15. SDGs の 17 項目と本計画の関係

(環境省『持続可能な開発目標 (SDGs) 活用ガイド』をもとに作成)